

2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

本市では、先に掲げた人権に関する重要課題に対し常に配慮するとともに、次に掲げる「あらゆる場」における人権教育・啓発の普及、高揚を図ります。

(1) 家庭

ア 現状と課題

家庭教育は、全ての教育の出発点です。思いやりや善悪の判断、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力が培われる場であるとともに、人間形成の基礎を育てる上で重要な役割を果たしています。このことから、人権教育の基礎を育てる場として、家庭教育を充実させるための支援が必要となります。

そのためには、家庭教育に関する親への各種講座の充実を図らなければなりません。親自身が偏見をもたず、差別しないことなどの人権感覚を身に付け、日常生活を通して自らの姿を子どもに示していくことが必要です。

イ 今後の取り組み方針

家庭教育は、各家庭の価値観によって行われるものですが、様々な人権問題について正しい理解と認識をもった子どもを育てるには、基本的な人格形成の役割を担う家庭教育を支援することが必要です。人権を尊重する気持ちが身に付くよう、家庭教育を支援する取り組みの充実を図ります。

① 全ての家庭への啓発

人権啓発カレンダーなどを作成、配布し、家庭内の人権教育の充実に努めます。

② 学習機会の提供

教育の出発点である家庭教育支援の一環として、人権に関する多様な学習機会の場を提供します。

③ 相談事業や情報提供の実施

子育てにかかる保護者の不安を解消できるよう、子育てのための相談や情報提供などを積極的に実施します。

④ 男女共同参画の推進

男女が協力して子育てを行うなど、お互いを尊重し合う男女共同参画の推進に努めます。

⑤ 児童虐待の防止

急増する児童虐待等の人権侵害に対応するため、ネットワークを活用した早期発見、早期対応はもとより、児童虐待を未然に防止し、子どもの人権が尊重されるように努めます。

(2) 地域社会

ア 現状と課題

私たちが生活していく上で、幼児から高齢者に至るまで、一人ひとりが人権の意義や重要性に関する正しい知識や豊かな人権感覚を身に付け、真に人々の人権が尊重される地域づくりを推進することが重要です。そのための方策として、人権に関する多様で充実した学習の機会を、生涯にわたって提供していくことが求められています。

同時に、各種の社会教育活動を通して身近な課題を取り上げ、解決策を見いだしていく必要があります。

イ 今後の取り組み方針

全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、諸施策を通して、人権に関する学習を一層充実していく必要があります。

また、人権を知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動に表れるような人権感覚を身に付ける必要があります。

そのために、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた様々な学習機会を通して、人権問題を直感的に捉える感性や豊かな人権感覚を育成することが大切です。

① 地域社会での人権教育の場の提供

生涯学習の視点に立って、地域社会と連携、協働し、「だれもが、いつでも、どこでも、自由になんでも」学べる環境づくりに積極的に取り組むことで、人権教育の場を提供していきます。

② 関係機関との連携による取り組み

人権尊重の精神の普及や人権問題の解決に向けて、人権擁護委員などの関係機関と連携し、相談事業や普及活動に取り組めます。

(3) 学校など

ア 現状と課題

学校教育では、日本国憲法と教育基本法に基づき、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神を高め、全ての人の人権を尊重する教育を進めています。

これまで本市では、国、県及び本市人権教育基本方針に基づき、人権教育の総合的、計画的な推進を図ってきました。

人権教育は、人権を相互に尊重し合うという人権の共存の考え方を理念とし、基本的人権尊重の精神が正しく身に付き、人権という普遍的文化を構築するための教育活動です。幼児、児童、生徒一人ひとりに、人権の意義、内容やその重要性を知識として確実に身に付けること、また、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活における人権への配慮が様々な場面で具体的な態度や行動に表れるような教育、指導が重要であり、各幼稚園、小学校及び中学校においては、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得し、実践できるように努めています。

幼稚園では、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、幼児の発達段階を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として身に付くよう努めています。また、幼児一人ひとりが調和のとれた人格形成の基礎を築き、人間を尊重する気持ちをもてるような人間関係づくりを進めること、幼児個々の生活環境を十分把握しつつ適切な指導を行うこと、幼児が日常生活の基礎的な事項を十分身に付けるとともに、将来にわたって人権感覚を身に付けた一人の人間として自立することができるよう配慮した教育を行っています。

小・中学校では、児童、生徒の各発達段階に応じて、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、特別活動、総合的な学習の時間など、それぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通して人権尊重の意識を高める教育が行われています。人権尊重の理念についての理解を促し、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を醸成することが重要であり、そのために必要な体験活動や交流活動などの機会の充実に努めています。

学校での人権教育の充実を図るためには、各学校の推進体制の整備や、教職員の資質向上を図ることが重要であることから、様々な研修や研究協議会などが開催されています。しかし、人権について知的理解にとどまり、児童、生徒に人権感覚が十分身に付いていない、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどが指摘されています。

また、児童、生徒が、様々な人権問題の解決を自分自身の課題として捉えるためには、保護者や地域の大人の人権意識を高めることが重要であり、家庭や地域

社会との連携を更に深める必要があります。

イ 今後の取り組み方針

学校教育では、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、基本的人権尊重の精神を高め、全ての人に対して人権を尊重する教育を進めていきます。

また、学校に限らず、保護者をはじめ、全ての市民が、人権や人権問題について正しい理解を深め、将来を担う子どもたちのために、学校と共に、それぞれの立場で人権を尊重し合う社会の実現に向けて取り組むことが大切です。

そのため、学校教育においては、生命を大切にし、お互いの人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の気持ちを理解し、行動するなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などを育成し、豊かな人間性を育むことを目指して、次の取り組みを行います。

① 指導資料、学習教材などの有効活用

児童、生徒の興味、関心を引き出し、主体的、自主的な学習ができるよう、発達の段階に応じた指導資料や、地域に根ざした教材を有効活用できるよう支援します。

② 効果的な推進のための指導方法の確立

ボランティア活動などの社会奉仕体験や自然体験、高齢者や障害者などとの交流など、体験を重視した体系的な学習活動を各学校が展開できるよう支援します。

③ 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

人権や人権問題について認識を深め、人権問題を解決しようとする熱意や使命感、教科などの実践的指導力を培うための研修などの機会を提供します。

④ 家庭、地域社会、異校種間などとの連携

家庭、地域社会、異校種間（※11）、関係団体との連携を深め、人権教育を推進する環境を整備します。

※11 異校種

幼稚園と学校、小学校と中学校など、種類の異なる学校のこと。

(4) 企業・団体など

ア 現状と課題

企業は、本来、営利を目的として活動していますが、近年、企業活動について社会的責任や社会貢献が問われるようになってきました。団体についても同様です。

人権問題で重要な課題となっている、女性、障害者、高齢者、外国人などの働く場の環境が変化している中で、企業なども社会を構成する一員として、職場内でのパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなども含めた人権問題について無関心ではいけない時代であり、人権に関する正しい知識と行動が求められています。

イ 今後の取り組み方針

女性、障害者、高齢者、外国人の働く場の環境を整備するため、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を図ります。さらに、企業などにおける人権教育や啓発に関する自主的な取り組みが行われるよう働きかけていきます。



3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

差別のない社会、人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権に関心をもち、正しい知識と理解を深める必要があります。そのため、本計画による人権教育・啓発は、全ての人を対象に推進することが必要です。

しかし、特に、人権に関わりの深い職業に従事する人たちについては、厳に人権の擁護に努めなければならないことから、積極的に人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 教職員・社会教育関係者

ア 教職員

教職員は、幼児、児童、生徒の人権意識を高める上で重要な役割を担っています。幼児、児童、生徒一人ひとりの人権の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の重要な部分であるといえます。そのため、すべての教職員の人権意識の高揚と幼児、児童、生徒に対する指導力の向上が必要です。

教職員が、人権尊重の理念を十分認識し、実践することができるよう研修などの充実を図り、人権問題の解決を自らの課題として取り組む資質と指導力の向上に努めます。

イ 社会教育関係者

社会教育関係者や公民館職員は、地域における社会教育の場において、人権教育を指導、助言する立場にあります。

これらの関係職員は、人権教育に関する理解、認識を一層深めるとともに、指導力の向上を図る必要があることから、国や県が主催する人権に関する各種研修に積極的に参加し、人権意識の高揚や自己啓発を行い、研修の成果を社会教育の現場で実践していきます。

(2) 医療・保健福祉関係者

ア 医療・保健福祉関係者

医療関係者（医師、看護師など）は、人の生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのため、患者などの相手の立場に立った倫理観や道徳観、高い人権意識が求められます。

また、保健福祉関係者（保健師、民生委員児童委員など）は、地域において日常的に市民と直接関わることが多いことから、個人の尊厳とプライバシーの重要性を十分認識し、人権意識に根ざした行動をすることが求められます。

こうしたことから、医療、保健福祉関係者が、人権問題を正しく理解、認識し、患者や子ども、高齢者、障害者などを個人として尊重するとともに、人権に関してきめ細かな配慮が行えるよう、人権意識の高揚を図る取り組みを支援していきます。

(3) 市職員・消防職員

ア 市職員

市職員は、その業務を通して直接的に市民と深い関わりをもつことから、常に細心の配慮を心がけ、人権意識の高揚に努め、職務に取り組む必要があります。

市職員には、人権や男女共同参画などに関する研修を実施するとともに、人権教育・啓発講演会などへの積極的な参加により、人権問題全般に対する正しい知識の習得を図っています。

今後も引き続き、職員一人ひとりが人権感覚を身に付け、市民の立場に立って職務が行えるよう、人権研修の充実を図るとともに、様々な機会を通して人権意識の醸成に努めます。さらに、職員が地域社会の一員として地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう働きかけを行います。

イ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守ること、被害を軽減することを職務としており、市民の日常生活に密接に関わっていることから、その活動を通して、高い人権意識をもって職務を遂行することが求められます。

消防職員への人権教育・啓発の取り組みに対して、積極的に支援していきます。

(4) マスメディア関係者

情報化社会の現代において、マスメディアが社会に及ぼす影響は、あらゆる面において非常に大きくなっています。人権教育・啓発の意識の高揚においても、マスメディアは大きな役割を果たしています。

その反面、不適切な報道がされた場合の影響は甚大なものがあります。マスメディア関係者には、特に高い人権意識が求められることから、常に人権に配慮した活動と、自主的な人権教育・啓発への取り組みを促します。



4 国、県、企業、関係団体、ボランティアなどとの連携

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の皆さんの理解、協力とともに、国、県、企業、関係団体、ボランティアなどの関係機関が一丸となった取り組みが必要です。

現在、本市は、法務局が組織している群馬県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会に参加し、市町村の境を越えた人権啓発活動の取り組みに参加、協力しています。

今後も、関係機関との連携を図り、人権教育・啓発に向けた活動に、市民の皆さんが参画しやすい環境づくりに努めます。

